

令和 8 年 2 月 5 日（木） 関市農業委員会総会

場所： 関市役所 大会議室

令和 8 年 2 月 5 日（木曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について
- (5) 議案第 5 号 非農地判断について

○出席委員（16名）

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 安田 美雄 君  | 2 番 河村 清孝 君  | 3 番 丹羽 英治 君  |
| 4 番 吉田 忠男 君  | 5 番 和田 ひとみ 君 | 6 番 鵜飼 秀樹 君  |
| 7 番 林 百恵 君   | 10 番 松永 佳己 君 | 11 番 足立 宜穂 君 |
| 12 番 後藤 一夫 君 | 13 番 亀山 良平 君 | 14 番 森 種生 君  |
| 15 番 池田 政吉 君 | 16 番 長尾 始 君  | 17 番 山田 達史 君 |
| 18 番 日置 香 君  |              |              |

○欠席委員（3名）

- |             |             |              |
|-------------|-------------|--------------|
| 8 番 後藤 信一 君 | 9 番 尾口 文良 君 | 19 番 田下 喜代 君 |
|-------------|-------------|--------------|

○委員以外の出席者（3名）

- 農業委員会事務局長 山岡 透 君
- 農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君
- 農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（挨拶）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

8番 後藤信一委員、10番 松永委員、19番 田下委員の3名ですのでご報告をさせていただきます。それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。

14番 森委員、15番 池田委員のお二人をお願いします。これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、7件の申請がありましたので審議を求めると言うものです。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、中濃保育園から西に200mに位置する  
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 171㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜及び花卉を栽培するという内容になっています。

2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、中池東グラウンドから南に200mに位置する  
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 4筆 787㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜を栽培するという内容になっています。

### 3 番の案件

位置図は 3 ページになります。

申請地は、山田公民センターから南西に 3 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 1 7 2 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

### 4 番の案件

位置図は 4 ページになります。

申請地は、山田公民センターから南西に 3 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 3 8 2 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

### 5 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 5 ページになります。

申請地は、下之保グラウンドから北西に 1, 0 0 0 m に位置する

農振農用地区域内外の登記地目 田・畑、現況地目 田・畑 5 筆 1, 1 0 6 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻、野菜、果樹を栽培するという内容になっています。

### 6 番の案件

位置図は 6 ページになります。

申請地は、関市板取保険センターから南に 1, 0 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 6 7 9 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。  
営農計画書が提出されており、水稻という内容になっています。

#### 7番の案件

位置図は7ページになります。

申請地は、市立武芸川中学校から西に600mに位置する  
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 598㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻という内容になっています。

以上、7件について、ご審議をお願いします。

#### ○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

#### ○4番（吉田 忠男 君）

問題ありません。

#### ○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、鶴飼委員、ございますか。

#### ○6番（鶴飼 秀樹 君）

現地確認をしましたが、2906、2907について、場所が分かりづらく、同時購入される宅地を通らなければ確認ができず、周りの道路からは寄り付けないような状況で、塔ノ洞に推進委員の方がいらっしゃるの、情報をと聞き聞いたところ、もう住んでいないはずだということで、困ったと思っていたのですが、日を改めて尋ねたところ、ちょうど譲渡人の方がいらっしゃったので、ご案内していただいて確認をしてきました。その時に、譲受人の方の農業経験等について、お尋ねしてみたのですが、詳しくはご存じではなく、事務局で農業経験や耕作機器について、情報があれば、ご紹介いただけますか。

#### ○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

譲受人と譲渡人は従弟関係であり、譲受人は譲り受ける前から、本申請地において、畑作を行っていたようです。耕作機械については、譲渡人のもので、そちらを借りて耕作をしていくと

いうことを確認しております。

○6番（鵜飼 秀樹 君）

ありがとうございます。写真にあるように、2906、2907については、ちょっと荒れ気味で、整備が必要かと思imasるので、推進委員の方と情報共有をしながら、様子を見ていく必要があると思imas。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

3番、4番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

基本的には問題ないのですが、従事日数が150日とありますが、住所が岐南町ですので、そこから通ってでは150日は難しいと思imasりますが、隣の古民家を購入されていますので、そちらに住所を置かれてやられるということなら、問題ないと思imas。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。6番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18番（日置 香 君）

申請については問題ないと思imasのですが、この周りは耕地整理した農地が多く、一帯、長らく誰も耕作していない状況です。維持管理が難しいところへ、岐阜から通って、耕耘機一台で、トラクターではないと思imasのですが、やることは歓迎なのですが、だいぶ困難なのではないかと思imas。水の問題などが大変ですが、やる意思がある以上、応援したいと思imas。

○議長（丹羽 英治 君）

7番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、意見は無い旨を伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。安田委員、どうぞ。

○1番（安田 美雄 君）

今回も新規で取得される方がいますが、困難性があるものもあり、さらに、この時期ですと、着手されるのは、先になると思いますが、4条、5条だと完了届などを出してもらいますが、3条についても、着手されたことを確認することが必要だと思います。例えば、本人から作業状況の写真、種子や肥料の購入が分かるものを付けてもらうのはどうでしょうか。遠方の方で、150日の従事日数を満たせないと思われる方もおり、現在では、いつ着手したかが分かりません。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農業委員会の立場は、先ほど日置委員が言われましたが、今後農業をしていきたいという方は、営農計画書、確約書を信じて、応援していくべきだと思います。しかし、農地取得の下限面積がなくなり、小規模な農地取得や農地性の薄い農地の申請もありますので、今年度と同様に、来年度の農地利用状況調査においても、下限面積に満たない、3条申請で取得した農地については、重点的に確認する農地として調査をし、営農計画書どおりに履行されていなければ、事務局から指導をしていきたいと思います。

○1番（安田 美雄 君）

耕作放棄地防止のために、追跡調査は必要だと考えていますので、農地パトロールで確認するというところでお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

他にはよろしいでしょうか。質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号1番は、許可することに決しました。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号7番は、許可することに決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第4条の規定により、1件の申請がありましたので意見を求めると言うものです。

1番の案件

議案は3ページ、位置図は8ページになります。

申請地は、千疋橋から東に500mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 宅地 52㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、別宅敷地でございます。

申請人は、別宅の敷地として利用するというものでございます。

1月14日に現地を確認したところ、昭和8年頃より宅地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1/2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

以上、1件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13 番（亀山 良平 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第 2 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第 5 条の規定により、9 件の申請がありましたので、意見を求めると言うものです。

1 番の案件

議案は 4 ページ、位置図は 9 ページになります。

申請地は富津橋から西に 200 m に位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地・畑 5 筆 614 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、プラスチック成型加工業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、プラスチック成型加工業等を営んでおり、駐車場として使用するというものでございます。

1 月 14 日に現地を確認したところ、平成 6 年頃より宅地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は 10 ページになります。

申請地は、天神公民センターから南東に 100 m に位置する

登記地目 田、現況地目 畑 2 筆 634 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、ペットサロン業店舗でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、ペットサロン業等を営んでおり、ペットサロン店舗として使用するというものでございます。

1月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

### 3番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、稲口公民センターから北東に100mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 1,854㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、運送業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、貨物自動車運送事業等を営んでおり、駐車場として使用するというものでございます。

1月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

### 4番の案件

議案は5ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、西本郷公民センターから北に50mに位置する、

登記・現況地目 田 2筆 641㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、建築・土木工事業資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、建築土木業等を営んでおり、資材置場として使用するというものでございます。

1月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

### 5番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、中池東グラウンドから南に300mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 59㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（倉庫）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の倉庫として使用するというものでございます。

1月14日に現地を確認したところ、昭和41年より宅地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 6番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は、新田公民センターから南に100mに位置する

登記・現況地目 畑 230㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

1月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 7番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから北に100mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 1,437㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（6区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地造成の企画業等を営んでおり、宅地分譲（6区画）として使用するというものでございます。

1月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 8番の案件

議案は6ページ、位置図は16ページになります。

申請地は市立西部保育園から東に300mに位置する

登記地目 田、現況地目 畑 3筆 2,511㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、建築条件付売買予定地（7区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地分譲に関する事業等を営んでおり、建築条件付売買予定地（7区画）として使用するというものでございます。

1月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 9番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は板取運動公園から西に200mに位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 108㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭・物置）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の庭・物置として使用するというものでございます。

1月14日に現地を確認したところ、不詳より宅地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、9件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番、3番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4番の案件につきまして、和田委員、ございますか。

○5番（和田 ひとみ 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5番の案件につきまして、鵜飼委員、ございますか。

○6番（鵜飼 秀樹 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきまして、林委員、ございますか。

○7番（林 百恵 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7番、8番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18番（日置 香 君）

譲受人、譲渡人ともに板取に住んでいない方が多く、情報がなく、直接お会いすることもできませんし、現地も雪で確認ができませんでしたので、写真で判断することになるのですが、家屋、庭に付随する土地ですので、特に問題になることはないと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑のある方はございせんか。質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
賛成多数と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第3号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第3号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。  
全会一致と認めます。

よって、議案第3号9番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積等促進計画に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画に対する意見を求めると言うものです。

議案は、7から8ページになります。

使用貸借権設定が29筆 29, 857 m<sup>2</sup>、賃貸借権設定が1筆 1, 715 m<sup>2</sup>でございます。地区は、小瀬地区、富之保・上之保地区、小野地区、洞戸大野地区、黒屋・肥田瀬地区、戸田地区です。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、議案第5号 非農地判断についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

非農地として判断することについて、審議を求めると言うものです。

議案は9ページになります。

1番の案件

位置図は18ページになります。

富岡小学校から東に400mに位置する、

登記地目 田、現況地目 山林原野 1筆 1, 123 m<sup>2</sup>。

2番の案件

位置図は19ページになります。

中之保グラウンドから西に200mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 山林原野 2筆 393 m<sup>2</sup>。

3番の案件

位置図は20ページになります。

板取運動公園から南西に600mに位置する、  
登記地目 畑、現況地目 山林原野 1筆 277㎡。  
以上、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

過去に非農地として調査をしておりましたが、今回非農地判断するにあたって、本人から申請があったのか、行政側から判断をしたのか、どのようでしょうか。ここ以外にも非農地判断することができる土地は多くあるわけですが、ここだけ出てきたことが気になりましたので、その点について、お聞きしたいです。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

本件については、本人からの依頼がありました。

○1番（安田 美雄 君）

本人からの申し出がないと、非農地判断はしないということでしょうか。

周囲にも、非農地化している土地があるのですが。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

制度としては、本人からの申し出もしくはこちらが見つけて行うとなっておりますが、個人の財産ですので、本人からの依頼があった場合は、事務局が現地を確認し、農地性がないと判断すれば、非農地判断をしていくという運用を現在はしております。

○1番（安田 美雄 君）

分かりました。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18番（日置 香 君）

5条で申請を出されている方と一緒に、財産の整理というかと思われまして。現地については、特に問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第5号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第5号につきまして、一括して採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和8年3月5日（木）午前9時30分より関市役所6階大会議室を予定しております。

また、委員の皆様には、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選にご協力いただき、ありがとうございます。

広報でも周知をしておりますが、2月2日（月）から3月2日（月）までの期間で募集をしています。

農業会議からも、大会などでお願いされていると思いますが、農業委員の女性委員登用の目標が30%となっておりますので、6名が目標となります。

女性委員枠として2名登用できる見込みであり、地区からも4名登用できれば、目標が達成できます。相応しいと思われる女性の方が見えたら、推薦していただくと幸いです。

1月16日に開催された農業委員・農地利用最適化推進委員大会を欠席された委員様は、後方の出口に資料がございますので、必要でしたらお持ち帰り下さい。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたく思います。

○職務代理（山田 達史 君）  
（挨拶）

午前 1 0 時 3 0 分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

---

⑩

14番

---

⑩

15番

---

⑩